

軸重超過にご注意！

高速道路では、「軸重超過」で走行すると料金所または高速道路本線にある表示板で「軸重超過」と警告しています。ご注意ください。

また、繰り返し「軸重超過」と確認された場合、高速道路の大口・多頻度割引制度での違反点数を科す場合があります。

料金所での「軸重超過」表示



高速道路本線での「軸重超過」表示

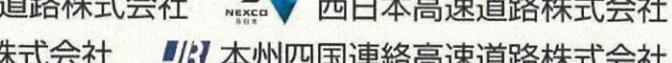
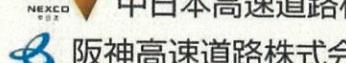
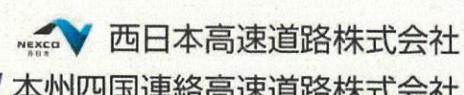
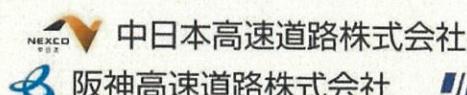
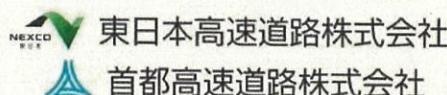
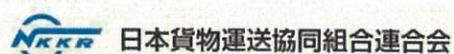
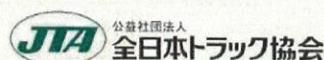
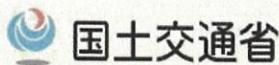


※「重量超過」という表示が一部あります。今後「軸重超過」に統一します。

「軸重超過」での走行は、法令違反です。また、道路を傷め、横転事故など重大な事故につながる危険性が高まります。

※「軸重」とはそれぞれの車軸にかかる重量で、法令違反である軸重20tの車が走行すると、道路への影響は軸重10tの車の約4000倍になります。

※車両の総重量が一般的制限値以下でも、荷物の積み方が偏っていると軸重超過となる可能性があります。



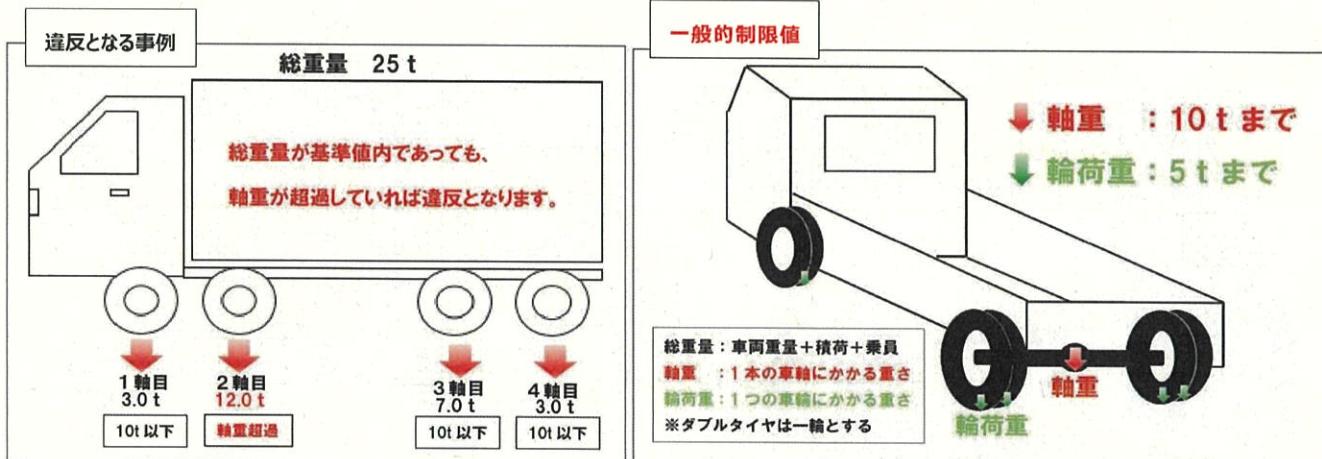
独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構

「軸重超過」は法令違反であることを、ご存じですか

「軸重」とは、それぞれの車軸にかかる重量のことです。

「軸重」という言葉は、「総重量」のように馴染みがないかもしれません。

道路法では、総重量だけではなく、軸重についても一般的制限値(最高限度)が定められており、「軸重超過」の走行も、「総重量超過」の走行と同じように**法令違反**に該当します。



「軸重超過」に、ご注意ください

「総重量超過」と同様、「軸重超過」の車両が走行すると、道路が損傷する原因となります。

また、荷物の積み方が偏っていると、重大な事故につながる危険性があります。



「軸重超過」に対しても、取締りを実施しています

高速道路では、「軸重超過」で走行すると、料金所や本線にある表示板で「軸重超過」と警告しています。

繰り返し「軸重超過」が確認された場合、高速道路の大口・多頻度割引制度に基づく割引停止等の措置を実施する場合があります。



大型車両や重量物を積載する車両を通行させる皆さんへ

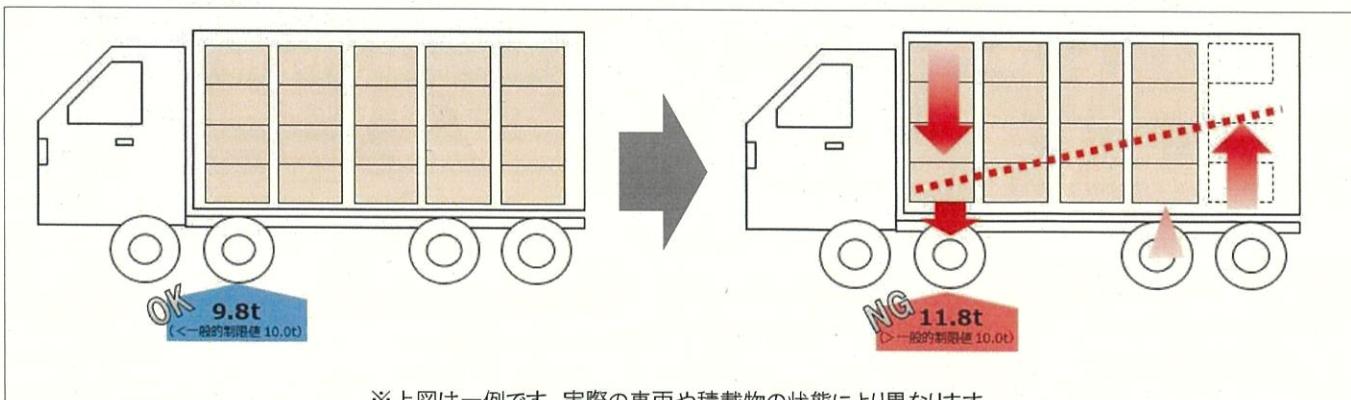
高速道路を走行する際は、運送事業者さま、運転者さま、並びに荷主さまが一体となり、いま一度、「適切で」「安全・安心な」積み方にご留意ください。

高速道路の安全走行と道路構造の保全のために、重量や積載方法のご確認をお願いします。

・軸重の一般的制限値(最高限度)は 10.0tです。(※一定の要件を満たす国際海上コンテナ車(40ft 背高)の場合 11.5t)

※対象区間や条件等は、国土交通省 HP をご確認ください。 国土交通省:<https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/butsuryu/Top03-02-03.htm>

・途中で荷下ろしをすると、総重量は減少しますが、重心が後方から前方に偏り、軸重が変動することがあります。ご注意ください。



※上図は一例です。実際の車両や積載物の状態により異なります。

NEXCO 中日本ドライバーズサイトでも車両制限令等のご案内をしています。

ご確認をお願いいたします。 こちらの二次元コードからもご覧いただけます。⇒



軸重超過にご注意ください！



車両制限令違反車両が高速道路を通行すると、道路に大きな損傷を与えます。



軸重20tの車が走行すると、道路への影響は軸重10tの車の約4000倍になります。

国の試算によると、0.3%の重量を違法に超過した大型車両が道路橋の劣化の約9割を引き起こしています。

※コンクリート床版の橋梁の場合

車両制限令違反車両が事故を起こすと、悲惨な結果を招きます。



車両制限令違反車両が道路を通行すると、安全な交通が脅かされます。過去には車両制限令違反に起因する事故が発生しています。また過去には車両制限令違反車両が重大事故を起こして、告発を実施した例もあります。

高速道路の安全走行と道路構造の保全のために、出発前に重量や積載方法のご確認をお願いします。

NEXCO中日本ドライバーズサイトからもご確認いただけます。→

